

宣言

一 我々は社會から差別されて居る悲惨な労働者だ現在の社會は資本家級の自由と幸福とを目的とする社會である斯うした資本主義社會に於る俺達労働者の地位は政治的に經濟的に凡ゆる方面に奴隷的である

今や俺達の兄弟は資本家共の工場に農場に或は鑛山に凡ゆる生産場に於て強慾なる彼等資本家の暴使に惱されつゝ肉体的にも精神的にも病弊し困弊しつゝあるのだ然も尙汗にまみれて苦しい勞働を續けなければならぬのである斯うした苦しみの中から俺達は何を得たのだらう俺達は何時も生活難に戰つて居るばかりだ斯うした現實の社會を見る時俺達は一時も早く團結しなければならぬそして其團結の力に依て彼等資本家階級の專制力に極力反抗しおければおろさない團結は俺達の唯一の武器である

我々は健實ある精神と合理的ある方法に依て我等の敵と戦ふうではいか!!

綱領

一 我々ハ奴隷的境遇ヨリ脱出シ自由ト自治ノ新社會ノ建設ヲ期ス
大正十三年一月

規約

第一章 名稱及目的

第一條 本組合ヲ輝醒労働組合ト稱ス

第二條 本組合ハ宣言綱領決議ノ遂行ヲ以テ目的トス

第二章 組織及機關

第三條 本組合ハ一般労働者ヲ以テ組織ス

第四條 本組合ノ機關左ノ如シ

一 事務委員會

事務委員ハ組合員ヨリ選出シ任期ハ三ヶ月トス (但シ再選ヲ妨グズ)

一 大會

一年一回若クハ組合員必要ト認メタル時之ヲ開催ス
(但シ本組合ノ重大問題ハ大會ヲ以テ決議ス)

第三章 組合員ノ權限及義務

第五條 組合員ハ第四條及組合ノスベテノ問題ニ對スル審議權及選舉權ヲ有ス

第六條 組合員ハ組合費半ヶ月金十五錢ヲ負擔スルモノトス

毎月上旬五日迄下期ハ廿日迄ニ事務委員會計部ニ納付スルモノトス

第四章 會計及會報

第七條 事務委員會計部ハ毎月十日迄ニ處理シ事務委員會ヲ經テ之ヲ會報ニテ

報告スルモノトス

第八條 會報ハ毎月一回發行ス

大正十三年一月

輝醒労働組合

13 2 23
113 (18)